

平成31年3月26日  
住宅局建築指導課**平成30年度第3回中央建築士審査会の開催**

国土交通省は、平成31年3月28日に「平成30年度第3回中央建築士審査会」を開催します。

中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。今般、一級建築士の懲戒処分等について審議するため、下記のとおり開催いたします。

## 記

1. 日 時 平成31年3月28日（木）10:00～

2. 場 所 中央合同庁舎3号館11階特別会議室  
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

3. 委 員 別紙のとおり

4. 議 事 一級建築士の懲戒処分について 等

5. その他

- ・傍聴は不可とさせていただきますが、冒頭のみカメラ撮り可とします。カメラ撮りをご希望の方は、会議開始10分前までに会議室前にお集まりください。
- ・一級建築士の懲戒処分の内容等については、中央建築士審査会で同意が得られ、かつ、処分通知書が被処分者に到達したことを確認した後、速やかに国土交通省HPにおいて公表します。

（国土交通省HP）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/architect.html>

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官 佐々木（内線39520）、監督調整官 船田（内線39518）

TEL 03-5253-8111（代表）、03-5253-8513（直通） FAX 03-5253-1630